

Jアラート

(全国瞬時警報システム)の
試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃などの緊急時に、Jアラート(全国瞬時警報システム)から送られてくる国の緊急情報を、同報無線を用いて市民の皆さまへ確実にお知らせするため、国民保護情報の試験放送を実施します。この機会に、市民の皆さまも、短い時間であわてずに身を守る行動について考えてみましょう。

国民保護情報訓練

日時

10月6日(水) 11時頃

問合せ先

防災安全課防災係

(窓口⑩) ☎364145

水道管漏水調査のお知らせ

上下水道課では、9月下旬から12月中旬にかけて**白浜、中、河内、五丁目(折戸)地区**にて水道管の漏水調査を行います。

市より委託を受けた調査会社が、戸別に訪問し、漏水調査を行わせていただきます。また、夜間、道路に埋設され

た水道管の路面音聴調査等を行います。

調査員は市の腕章と身分証明書を携帯しております。

調査期間中は皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

問合せ先

上下水道課工務係

☎221200

歯周疾患無料検診のお知らせ



無料で4000円相当の歯科検診が受けられるチャンス! ご家族等に対象の方がいましたら、ぜひお声掛けをお願いします。

対象者

40・50・60・70歳の方(令和

4年3月31日現在の年齢)

期間

令和4年2月28日(月)まで

対象歯科医院

賀茂地域指定医療機関(市内歯科医院は全て対象)

※対象の方へ8月中に郵便にて通知しています。

問合せ先

市民保健課健康づくり係

(窓口⑤) ☎22217

「ごみの野焼きは禁止されています!

地面に穴を掘ったり、ブロック積みやドラム缶などを用いて、家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により、一部を除いて禁止されています。

野焼きは何故いけないの?!

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、『煙や臭いが入ってくるので窓が開けられない』『洗濯物に臭いがついてしまつて、やり直さなければならぬ』『布団が干せないうちに近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることになりまふ。また、気管支などに病気を抱える方にとつては、より深刻な問題となります。廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシン類を発生させることもありまふ。さらに、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性も

あり、火災の原因のひとつにもなつています。

周囲にこういつた生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは?!

- ・国又は地方公共団体が施設管理を行うため必要な焼却
 - ・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却(防災訓練など)
 - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんど焼きなど)
 - ・農林業者が作業に伴つて行うやむを得ないものとして行う焼却
 - ・焚き火など、軽微な焼却
- なお、これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となつていたり判断されるときは、焼却をやめていただくことがあります。
- また、農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

罰則について

野焼きについては、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律に罰則が明記されています。

法律に違反していると判断されたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその両方が科せられることがあります。

皆さまへお願い

以前から少量のごみは燃やしてきたからと自分の都合だけを考えるのではなく、燃えるごみの日に出すなど適切なおみ処理を行つてください。

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、刈草等はできる限り堆肥化していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。やむを得ず焼却を行う場合であっても、天候や風向き、時間帯などに注意し、迷惑を掛けないよう、近所の方々のご理解を得るようになつてください。

問合せ先

環境対策課(清掃センター内)

☎22213